



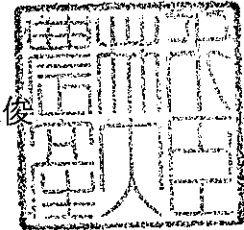
19消安第12021号

平成20年1月11日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 若林 正俊



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、以下に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

鶏サルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィウム)  
(アジュバント加) 不活化ワクチン (“京都微研”、ポールセーバー SE / ST)

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

- (1) 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤 (コバクタン/セファガード)
- (2) フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤 (フォーベツト50注射液)
- (3) ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤 (マリンバンテル)

